

賞書

学校法人明治大学は、明治大学学生会中央執行委員会との間に昭和42年度学費改訂のためこの次の通り合意された。  
おつてこの調印する。

一、理事会は学費の問題に關する根本的の改善の方針を早急に検討する。

この場合には、学費の集約の研究をこの上、学生側にも大々話し合つてその意見を尊重し、この根本方針を達成せしむるべく本年3月28日以上の決定する。なおこの方針を実現するため具体的な方策は、この後6か月以内に立案せしめられたいとする。

二、学費改訂は5月1日昭和42年度の上増徴分は20%以上、大学は別途の保障し、前項に於て根本方針が決定したつて理事会は昭和42年度予算に訂上するものとする。

三、右の各事項は二項目の理事会と学生側との間に、調査と協議の上、必要に応じて可能な限り、互に学生側は学園の運営の状況に理解するものとする。

四、学生側はこの根本方針の決定に於て不承の引きつゞき責任をもち、この取組に努力するものとする。

五、大学学生会は、この運否にかつて、報道機関を通じて、本学の新しい生徒と産明するものとする。

上記を確認し、この調印する。  
なお、学生会側は上記の項目について、学生大会に提起し、その最終的承認を得るものとする。

昭和42年2月2日

学校法人 明治大学

理事会代表理事 武田 孟

明治大学学生会中央執行委員会

委員長 大内 義男

立会者

明治大学

学生部長 宮崎 繁樹

学生 川口 忠雄